

秩父市中期財政計画

(第3次 財政健全化計画)

地域を守る
エイト
80マン



©秩父市

平成30年3月

秩 父 市

目 次

はじめに	1
I 中期財政計画	
第1章 計画の基本的事項	2
1 計画の位置付け	2
2 計画の内容	2
第2章 市財政の現状	4
1 市財政の現状	4
2 財政構造の特徴	4
(1) 歳入の状況	4
(2) 歳出の状況	5
(3) 市債及び基金の状況	6
(4) 各種財政指標の推移	7
第3章 中期財政計画（財政プラン）	8
1 歳入の見通し	8
2 歳出の見通し	12
<義務的経費>	12
<その他の経常的経費>	14
<投資的経費>	15
3 取り組むべき課題	16
4 目標の設定	17
5 中期財政計画（財政プラン）	19
6 長期財政見通し	20
II 第3次 財政健全化計画（平成28年度策定）	
第1章 計画の基本的事項	21
1 基本的理念	21
2 計画の内容	22
第2章 財政健全化計画	22
1 人件費	22
2 扶助費	23
3 公債費	23
4 物件費・維持補修費	24
5 補助費等・繰出金・出資金	25
6 歳入確保（その他取り組むべき方策）	25
むすびに	27

はじめに

本市においては、合併後 11 年が経過し、合併特例法に基づく普通交付税の優遇措置も平成 28 年度から段階的に削減されている中で、財政構造の大幅な見直しを必要とする時期を迎えています。

また、市税収入の大幅な増加が見込めない中、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や物件費の増加が見込まれるなど、今後、さらに厳しい財政状況が予想されます。

これらを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤を確立していくためには、中長期的な視点に立った規律ある健全な財政運営を堅持する必要性があり、最新の指標を反映させた「中期財政計画」を策定しました。本計画は、秩父市まちづくり基本条例に基づき策定しており、市財政の現状分析を行い、将来の財政収支の見通しを明らかにしています。

また、昨年度改訂した「第 3 次財政健全化計画」は、中期財政計画を実現するための行動指針となっており、2 つの計画が両輪をなしているために合冊といたしました。

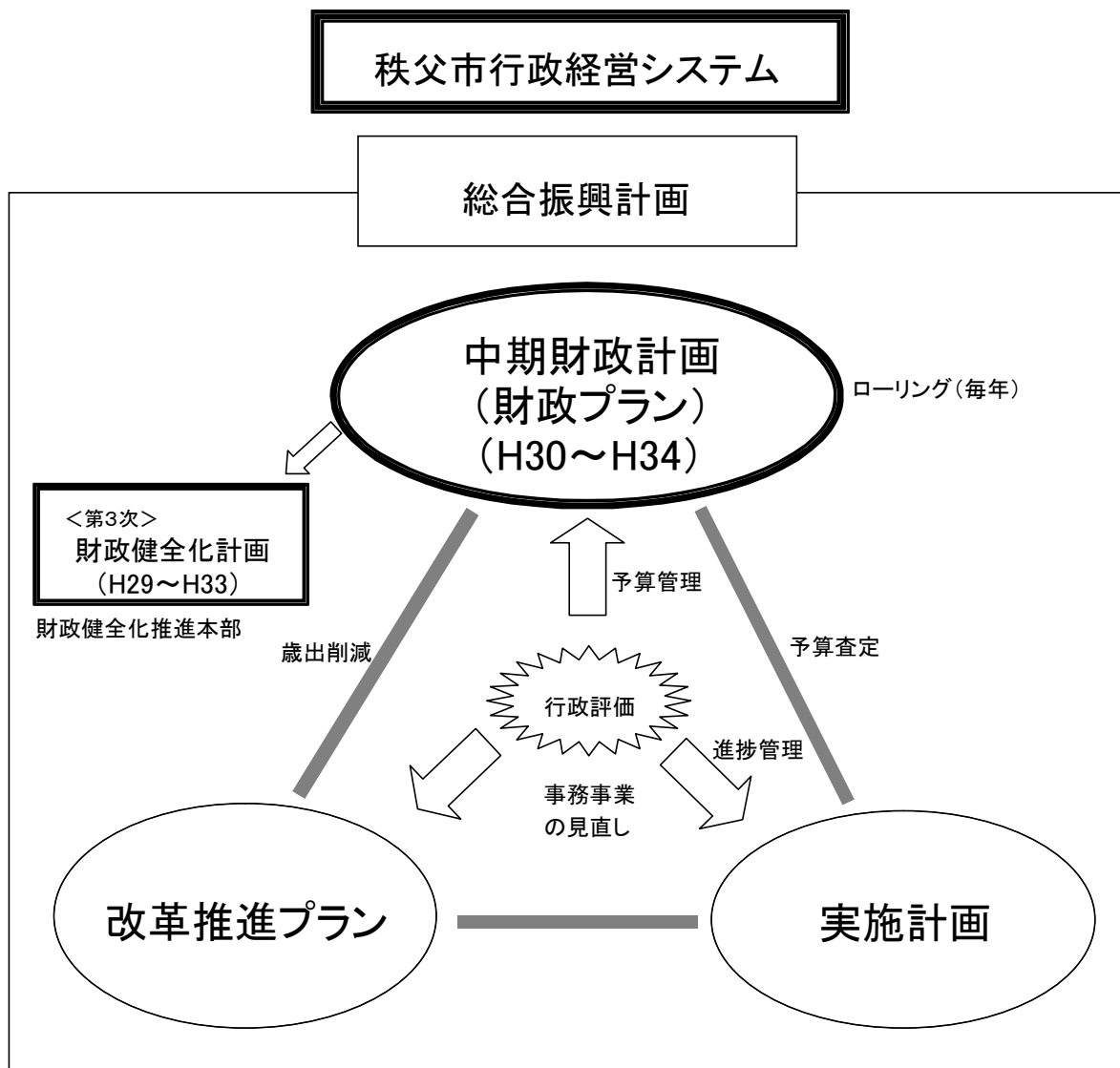
これらの計画を今後の財政運営の指針として活用するとともに、総合振興計画に掲げる将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現に向け、健全で規律ある財政運営に努めてまいります。

I 中期財政計画

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

< 相関図 >



2 計画の内容

- (1) 計画期間
平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。
- (2) 対象となる会計
普通会計のみを対象とします。

(3) 推計方法

- ・平成24年度から平成28年度までの決算額及び平成29年度予算額を参考に、各年度の決算見込額を推計しています。
- ・税制、国・県の補助制度等については、現行の制度が継続する前提で推計しています。(平成30年度税制改正による影響額は考慮していません。)
- ・計画に用いる人口は、地域政策課公表の「平成29年4月1日のデータをもとにした秩父市の人口推計」によります。

<人口推計>

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
就学前年齢 (0～5歳)	2,806	2,719	2,651	2,586	2,498	2,425	2,334	2,267
義務教育及び高校・大学等(6～22歳)	10,262	9,963	9,678	9,437	9,217	8,950	8,747	8,519
(うち小学生人口)	3,283	3,208	3,102	3,015	2,931	2,858	2,796	2,708
(うち中学生人口)	1,807	1,778	1,740	1,694	1,664	1,620	1,586	1,535
(うち高校生人口)	1,936	1,889	1,836	1,798	1,767	1,729	1,684	1,654
(うち大学生等人口)	3,236	3,088	3,000	2,930	2,855	2,743	2,681	2,622
実質生産年齢人口 (23～64歳)	33,076	32,435	31,732	31,097	30,421	29,869	29,251	28,690
(うち23～59歳)	27,987	27,477	26,970	26,439	25,900	25,387	24,938	24,422
(うち60～64歳)	5,089	4,958	4,762	4,658	4,521	4,482	4,313	4,268
前期高齢者 (65～74歳)	9,269	9,343	9,464	9,525	9,562	9,651	9,935	9,865
後期高齢者 (75歳以上)	10,328	10,529	10,643	10,712	10,820	10,777	10,544	10,588
合計	65,741	64,989	64,168	63,357	62,518	61,672	60,811	59,929

・経済成長率

平成25年8月に策定した政府の中期財政計画では、「今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を目指す。」としています。政府は、デフレ脱却と経済の好循環を確かなものとするため、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月に延期し、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を策定して地方へのアベノミクスの波及を図っています。

しかし、内閣府が公表した昨年7月～9月期の実質GDP(2次速報値)は+0.6%と上昇しましたが、本年1月の月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と、本格的な回復基調とは言えない景気判断をしています。

このため、現時点では経済成長率を0%と仮定し、状況を見て今後のローリング作業の際に見直します。

・消費税率引上げ

平成31年10月1日から消費税を10%に引き上げることが決定しているため、見込額に算入しました。

(4) 計画の更新

決算状況や経済動向、税制改正を考慮して、毎年度ローリングを行うこととします。

第2章 市財政の現状

1 市財政の現状

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や地方分権・広域行政の進展など、時代の変革への対応が求められています。

秩父市は、こうした行政課題に対応するため、平成 17 年 4 月に合併しました。合併に伴い、合併特例期間は交付税の優遇措置や合併特例債の活用などのメリットを享受できます。

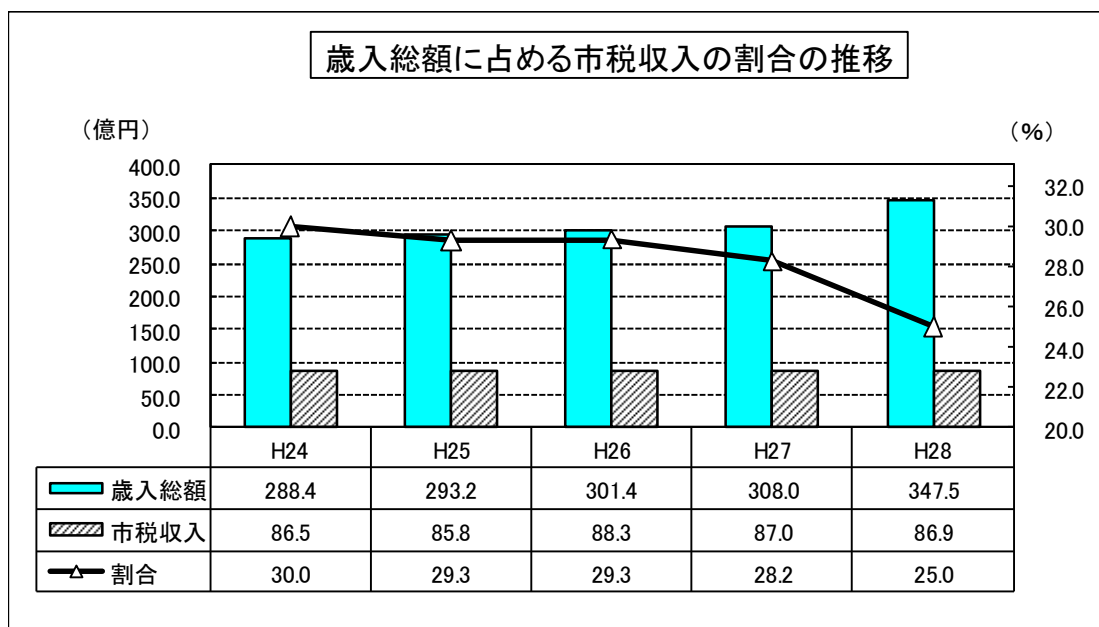
しかし、秩父市の財政は歳入に占める依存財源の比率が高く、財源確保において厳しい状況にあることに変わりありません。高齢化も全国平均を上回る状況で進行しており、医療・福祉の充実に対する住民ニーズは高まっています。また、森林をはじめとする環境保全、次代を担う人づくりのための教育環境の整備、公共施設の老朽化、再編等への対応など、今後の行政運営に必要な経費は多大であり、市財政に対する不安は増大しています。

2 財政構造の特徴

秩父市の平成 24 年度から平成 28 年度までの歳入・歳出の財政分析を行いました。

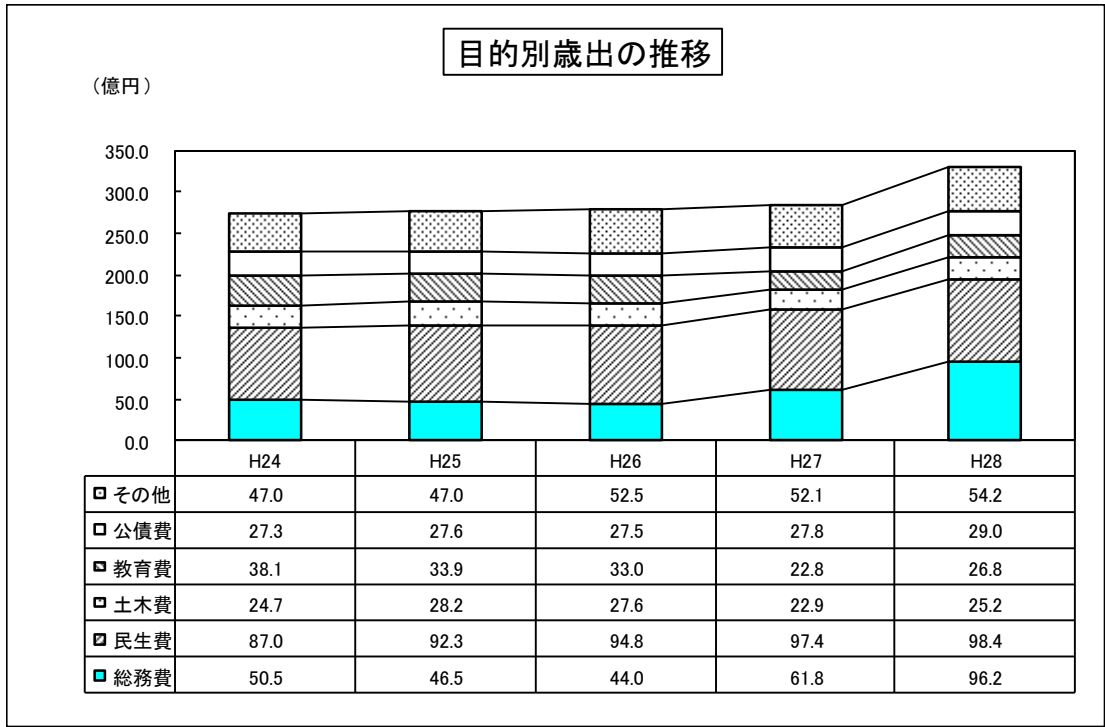
(1) 歳入の状況

歳入の柱となるべき市税収入の歳入総額に占める割合は、29%台で推移していましたが、特に平成 28 年度に 25.0%と急落しました。この要因は、平成 27・28 年度に実施した本庁舎・市民会館建設事業に伴う基金繰入金や市債の収入額が高くなり、相対的に市税収入の割合が低下したという一時的なものです。



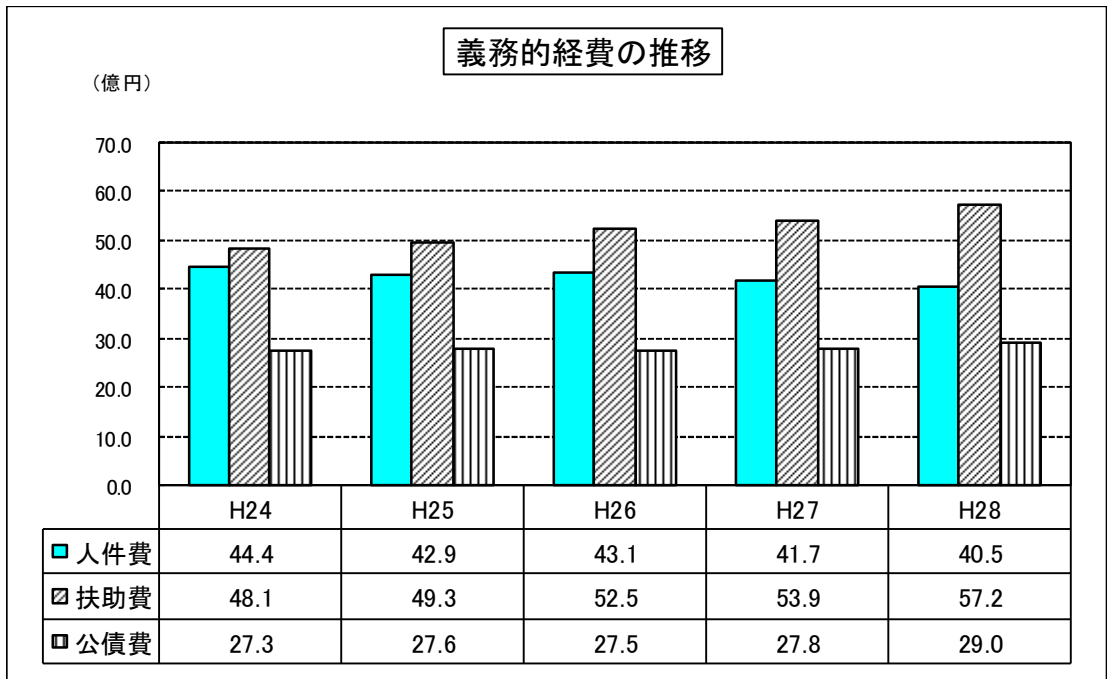
(2) 歳出の状況

歳出の構成を行政目的別に見ると、民生費の構成割合が高く年々増加しています。また、平成26年度まで合併特例債を活用し教育環境の整備等を行ってきたため、教育費の占める割合が高くなっていましたが、平成27、28年度は、本庁舎・市民会館の建設により総務費の割合が急増しています。



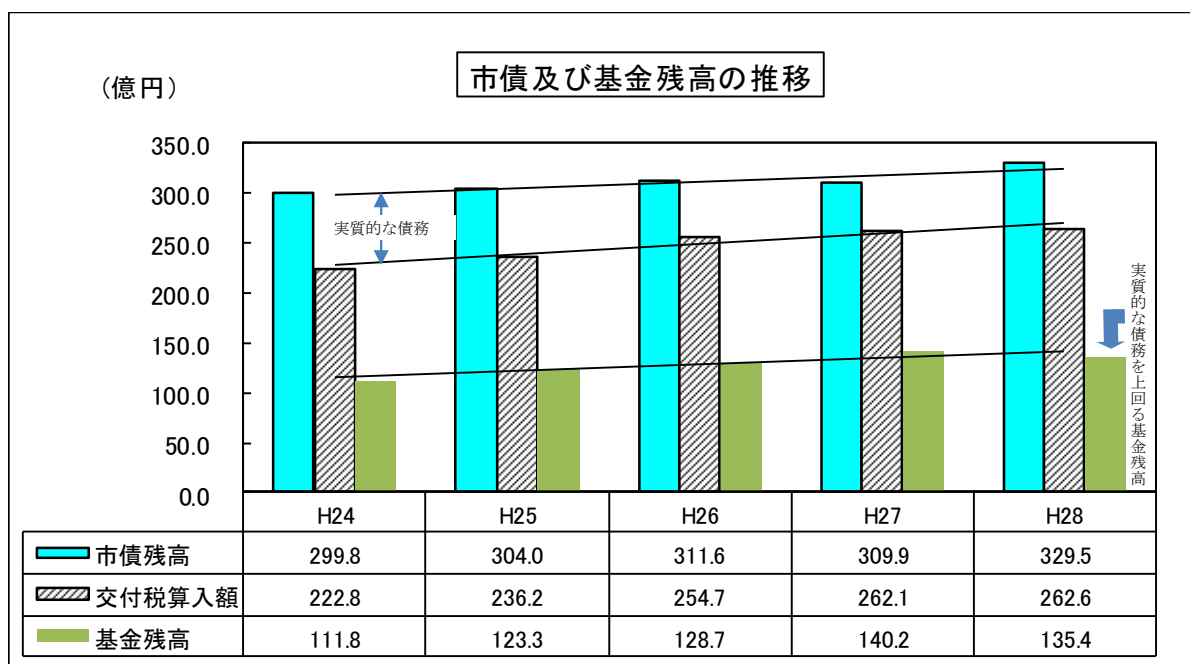
義務的経費は、歳出のうち容易に節減できない硬直性の強い経費のことです。人件費は、定員適正化計画に基づく職員数の削減等により減少傾向にあります。

公債費は、市債総額を抑制するため、平成28年度に3.8億円の繰上償還を行ったことにより増加しました。今後も繰上償還次第で増減する見込みです。



扶助費は、景気の低迷による影響もありますが、保育園の運営や医療費助成、障がい者・高齢者対策に要する経費、児童手当の支給等により、年々増加しています。また、特に平成 26～28 年度に扶助費が増加しているのは、平成 26 年 4 月の消費税率引上げによる影響を緩和するための臨時的な措置として実施した「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の影響によるものです。

(3) 市債及び基金の状況



市債は、将来にわたり償還義務が発生しますが、長期間市民が利用する施設の建設等について、現役世代の市民だけでなく、将来その施設を使用する市民を含め、長期間にわたり経費を負担する「世代間の負担の公平」を図る機能があります。

市債残高は、地方交付税原資の不足による臨時財政対策債や合併特例債の発行により増加しています。しかし、その償還額が地方交付税で措置される有利な地方債を選択しているため、市債残高のうち地方交付税算入額の割合は増加しており、実質的な債務額は減少傾向にあります。

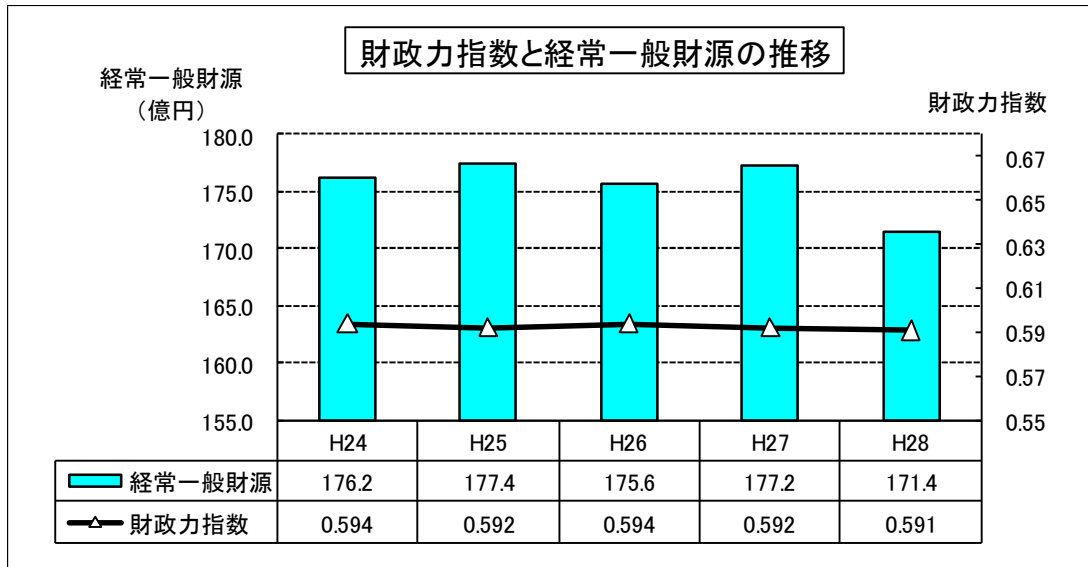
基金は、その性質上、奨学資金のように貸付を目的とし、原資が減少しない定額運用のものと、施設の建設や財源不足が生じたとき、その不足分を賄うために取崩すためのものがあります。秩父市は平成 28 年度末現在 17 の基金を有しています。

基金残高は、公共施設整備基金への積立てや、将来の市債償還の財源とするために減債基金への積立てを計画的に行ってきたため増加してきましたが、平成 28 年度に本庁舎・市民会館建設事業の財源として取崩したため、減少に転じました。

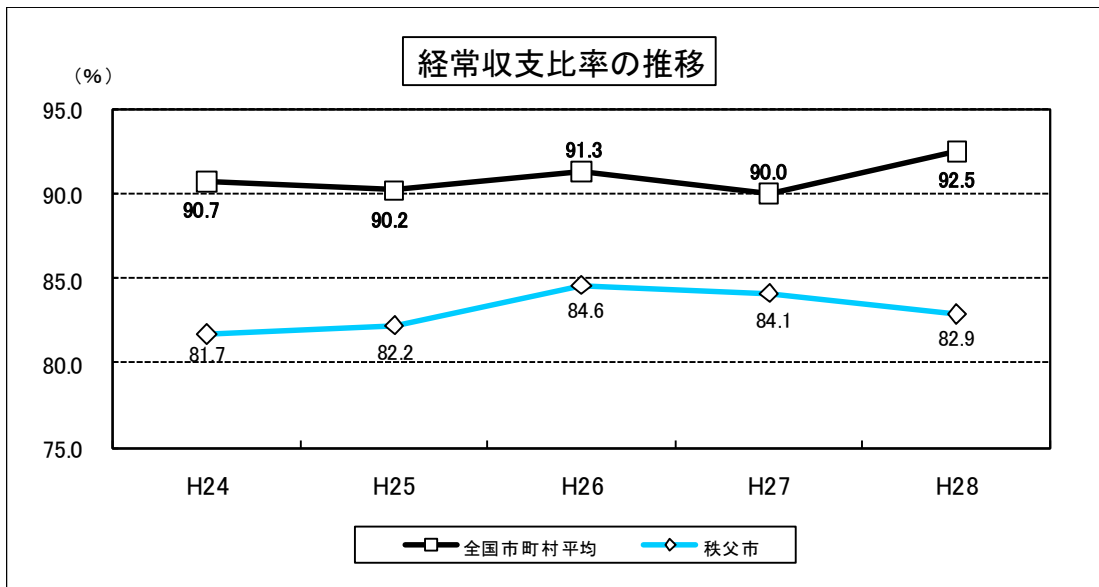
市債と基金の残高がともに増加しているため、今後はこれらのバランスを注視していく必要があり、基金を活用して市債残高の抑制に取り組みます。

(4) 各種財政指標の推移

毎年度連続して継続的に収入される財源のうち、その用途が限定されない經常一般財源は平成 28 年度に減少していますが、合併特例により優遇されていた地方交付税が、段階的な縮減期間に入ったことが主な要因です。財政力指数は、ほぼ横ばいになっています。

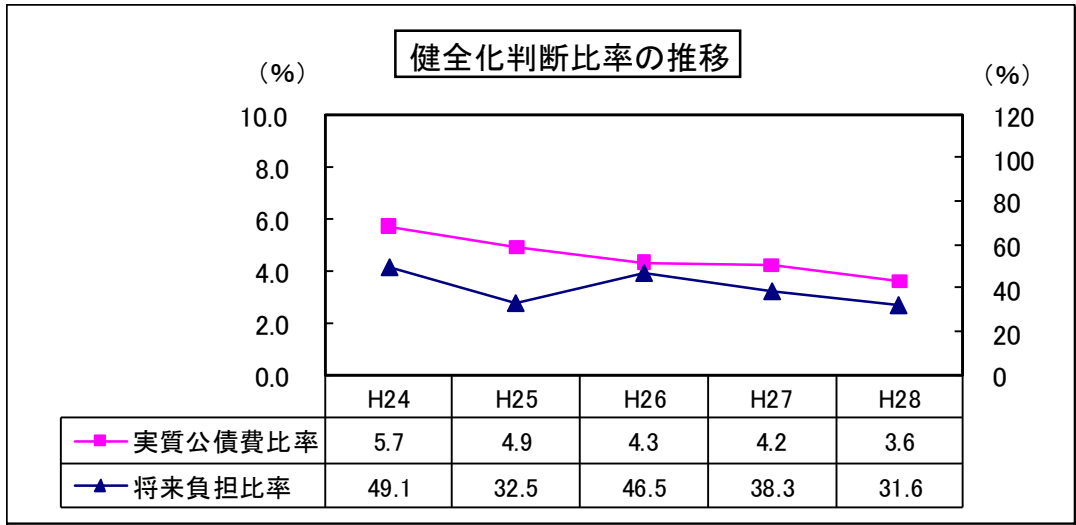


經常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債の増額や財政健全化計画による行財政改革に取り組んだ結果、平成 28 年度までの数値はいずれも全国平均より低い状態にあります。しかし、財政健全化計画の 80% の目標値はなかなか実現できない状況が続いています。



健全化判断比率ですが、4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がありませんでした。実質公債費比率は、平成 28 年度決算の数値が 3.6% (3 年平均) と平成 27 年度に比べて、0.6 ポイント改善しました。将来負担比率は 31.6% となり、こちらも 6.7 ポイント改善しました。いずれも、

早期健全化基準、財政再生基準を大幅に下回っています。



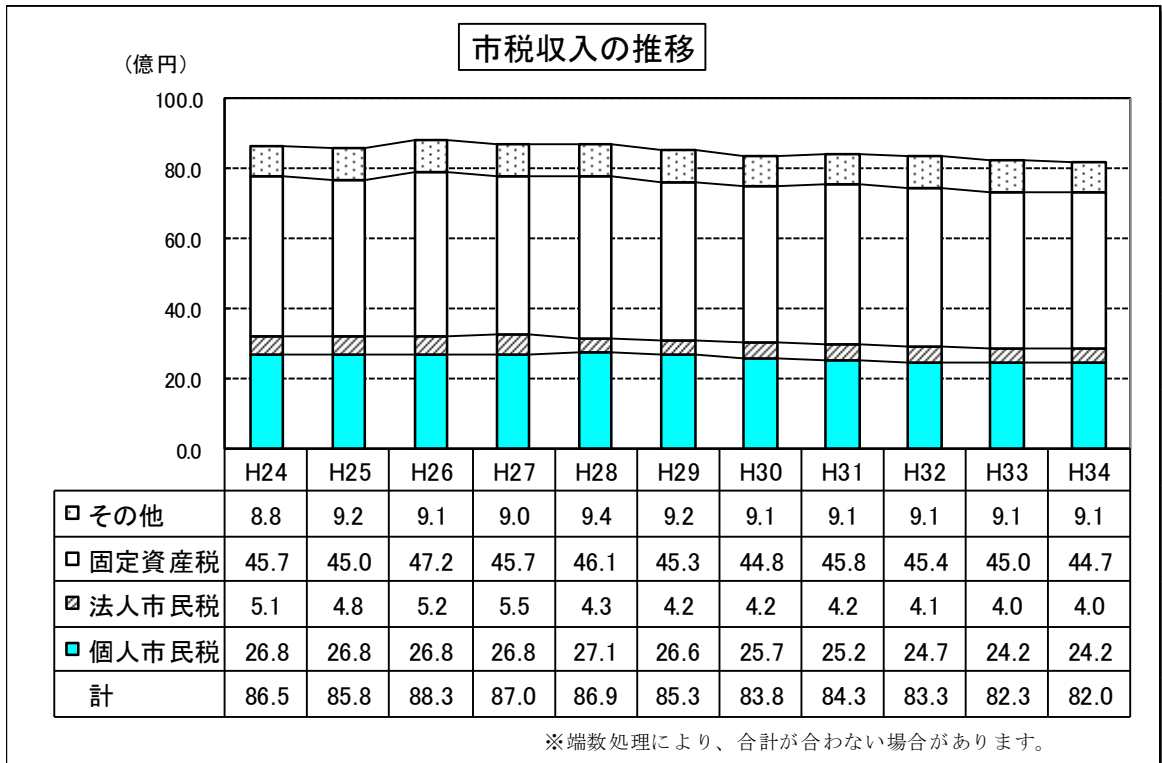
第3章 中期財政計画(財政プラン)

1 歳入の見通し

(1) 市税

市税は歳入の柱であり、歳入総額の約30%を占めています。

固定資産税は平成23年度以降減少していましたが、ダム資産の軽減特例期間が終了したため、平成26年度は上昇に転じましたが、その後再び減少傾向にあります。今後は平成31年度に特例率の変更により一旦上昇し、その後は横ばいで推移する見込みです。



一方、市民税は景気により増減しますが、これまでは安定的に推移してきました。今後は人口減少の影響を考慮し、市税全体でも減少傾向を見込みます。

① 個人市民税

過去の決算額を参考に、前年度の実質生産年齢人口（23歳～64歳）の増減率を乗じた値を加算していますが、人口の減少等により減少していく見込みです。

② 法人市民税

過去の決算額を参考に、当年度の実質生産年齢人口の増減率を乗じた値を加算しています。経済成長率や個別企業の業績見通しは考慮しておらず、平成28年度決算額から漸減傾向になるものと見込んでいます。

③ 固定資産税

過去の決算額を参考に算出しています。滝沢ダムについては、償却資産の特例率の変更により平成26年度に増額となり、31年度にも増額が見込まれます。減価償却等を見込み、平成28年度以降、償却資産は1%、国有資産は2%をそれぞれ一律で減額とし、評価替え等による土地・家屋の減額分をダムの増額分で補う形で推移するものと見込まれます。

④ その他市税

その他の市税には、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、入湯税があり、いずれも過去の決算額を参考に算出しています。軽自動車税は、低燃費等の理由で購入者が増えていることや税制改正により、微増で推移するものと見込んでいます。鉱産税、たばこ税は減少傾向、入湯税は微増傾向を見込んでいます。

(2) 地方譲与税・交付金

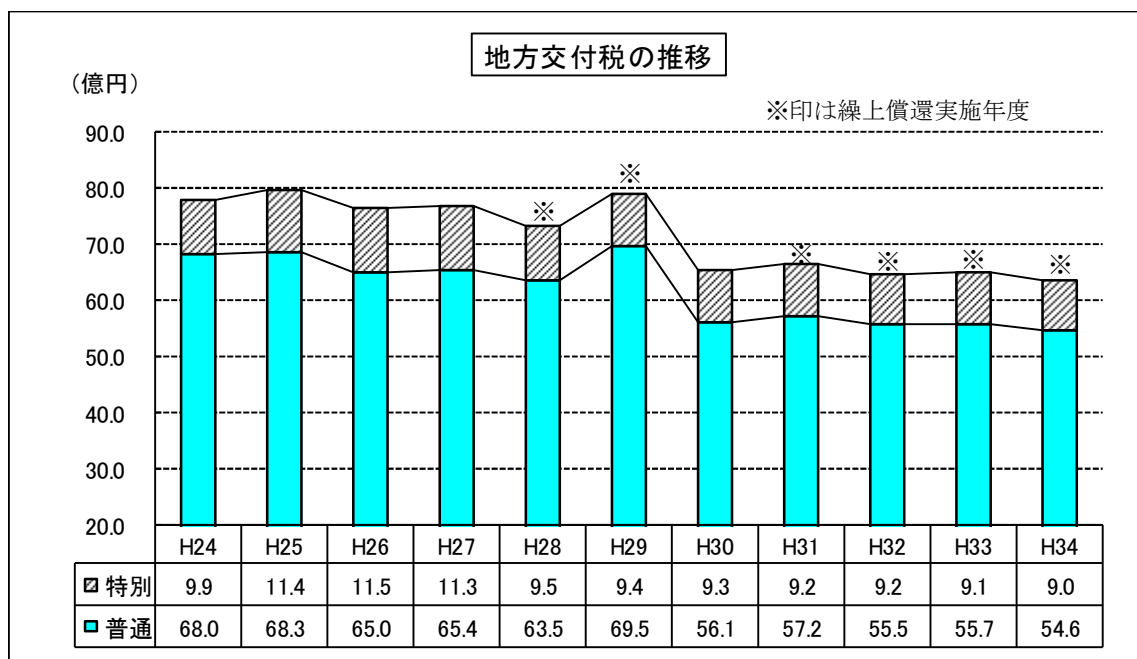
地方譲与税には、自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税があります。暫定税率等、国の政策に影響を受けますが、過去の決算額を参考に算出し、漸減傾向になるものと見込みました。

交付金は、地方消費税交付金・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・地方特例交付金等があります。消費税率の引上げに伴い、地方消費税交付金が平成27年度と平成32年度に大幅な増額となりますが、その後、全体としては漸減傾向で推移するものと見込んでいます。

(3) 地方交付税

地方交付税は、市税とともに秩父市の歳入の約20%以上を占める重要な財源となっています。

平成18年度から平成25年度までは増加傾向にありましたが、平成26年度から減少傾向に転じました。今後は、平成33年度まで順次削減が続くことから大幅な減額が見込まれます。ただし、平成28年度以降は市債の繰上償還を計画しており、これに対し普通交付税が算入されることから一時的には増額となることを見込まれます。



① 普通交付税

市税収入等が減少したことや合併特例債等の交付税算入のある市債の償還も始まっているため、平成 25 年度までは増額となりましたが、その後は減少傾向となっています。なお、秩父市は平成 17 年に合併しているため、平成 27 年度まで合併算定替の特例を受けることができますが、平成 28 年度から平成 32 年度にかけて段階的に減額され、平成 33 年度からは特例措置が完全になくなります。

しかし、平成 28 年度以降、市債の繰上償還を積極的に行う計画であり、繰上償還を実施する年度には、償還額の一部が普通交付税に算入されるため、一時的に増加する見込みです。

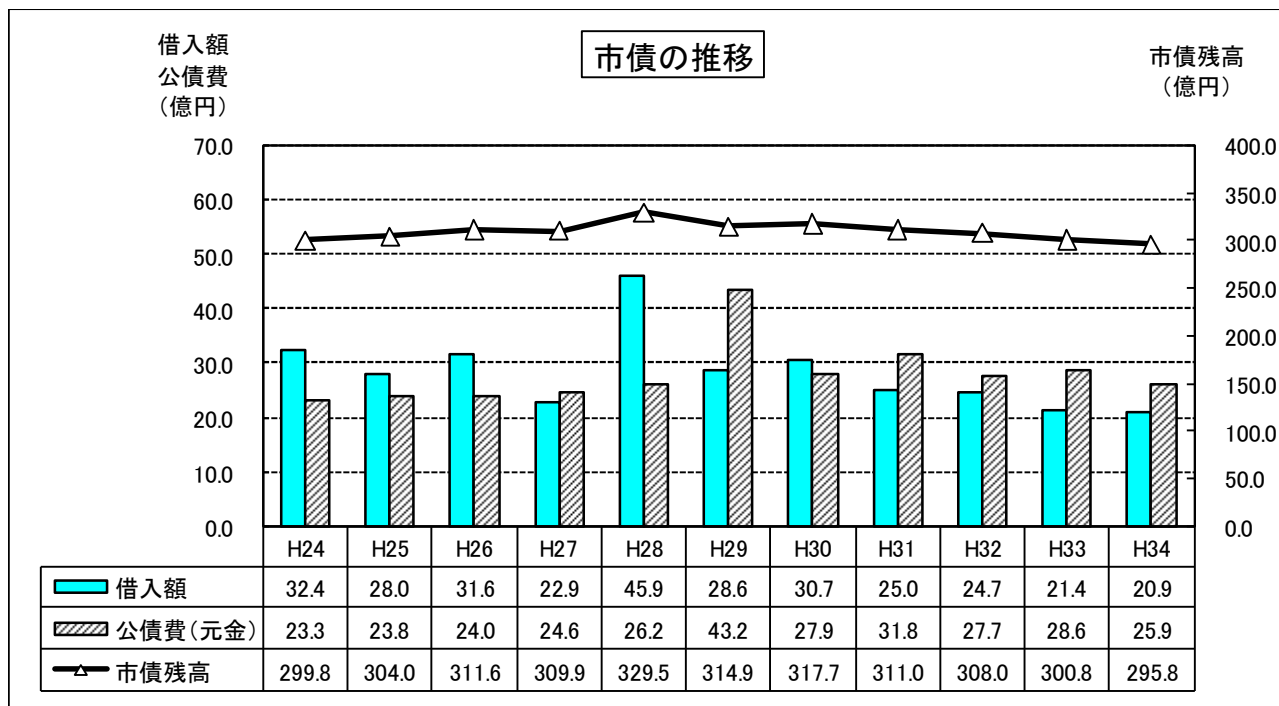
② 特別交付税

平成 26 年 2 月の記録的な大雪により平成 25～27 年度に特別交付税の増額がありました。また、平成 28 年度以降は、災害等がない限り 9～10 億円で推移するものと見込んでいます。

(4) 国県支出金

国庫支出金は、国の臨時的な経済対策や福祉給付に強く影響を受けるため、年度ごとの変動が大きくなっています。この分を除いて過去の決算額を参考に算出した結果、全体では横ばい傾向で推移するものと見込んでいます。

(5) 市債



① 市債

合併特例債、辺地・過疎対策事業債など、交付税算入率の高い地方債を中心に、借入を予定しています。普通建設事業の事業規模から算出していますが、必要な事業及び規模を精査するとともに、基金を活用して市債の借入額を減少させていく計画です。

② 臨時財政対策債

地方交付税原資の不足に対処するため、平成13年度から平成15年度の3カ年度に限り制度化された地方債ですが5度の延長を経て現在に至っています。今後何らかの形で地方の財源不足を補てんするものと考えられ、過去の発行可能額を参考に算出し、微減傾向で推移するものと見込んでいます。

③ 市債残高

臨時財政対策債や合併特例債の発行により、市債残高は緩やかに増加し、平成28年度には本庁舎・市民会館建設事業のため大幅に増加しました。平成29年度以降は、基金を活用して繰上償還の実施と借入額の抑制を並行して進め、残高の抑制に取り組みます。平成30年度には、防災行政無線システム整備事業の前倒し実施などの理由により一時的に増加しますが、平成31年度以降は減少する見込みです。

(6) 繰入金

基金からの繰入金と特別会計からの繰入金があります。大きな割合を占めるのは基金からの繰入金で、財政調整基金、公共施設整備基金などがあります。過去の繰入額を参考に算出しています。今後、市債の繰上償還を予定しており、平成29年度以降も、減債基金等からの繰入を見込んでいます。

(7) その他

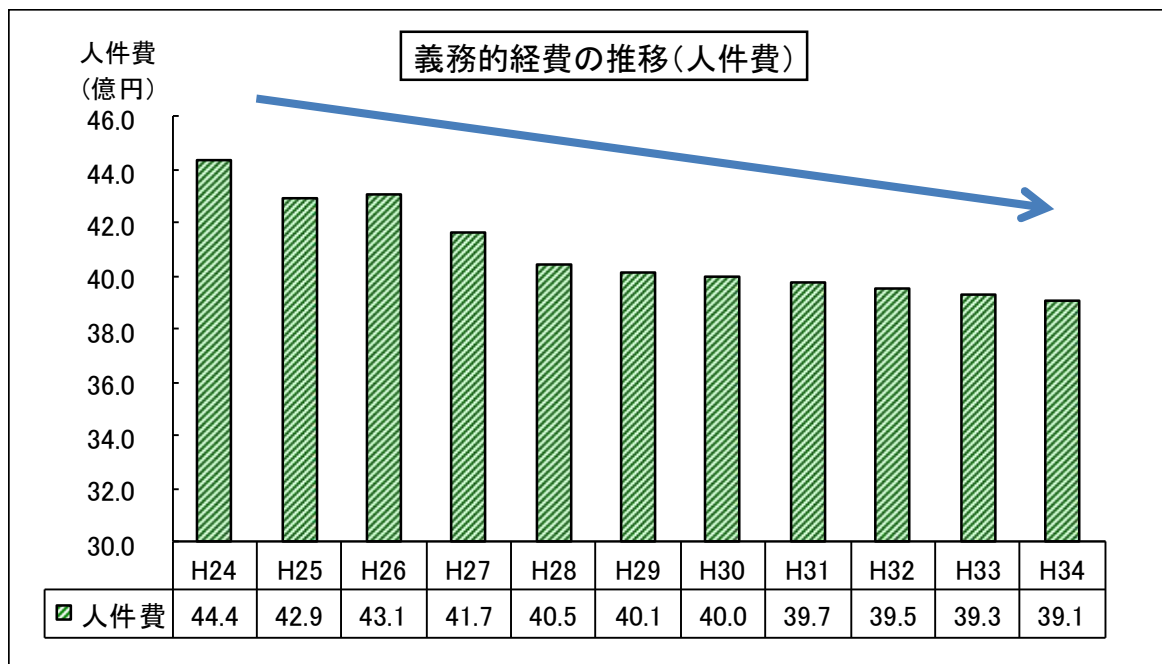
分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。寄附金については、ふるさと納税寄附金を見込んでいます。また、使用料及び手数料については、受益者負担の原則から見直しを予定しておりますが、本計画では平成31年10月1日からの消費税増税分のみ見込んでいます。その他はいずれも過去の決算額を参考に算出していますが、概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。

2 歳出の見通し

<義務的経費>

(1) 人件費

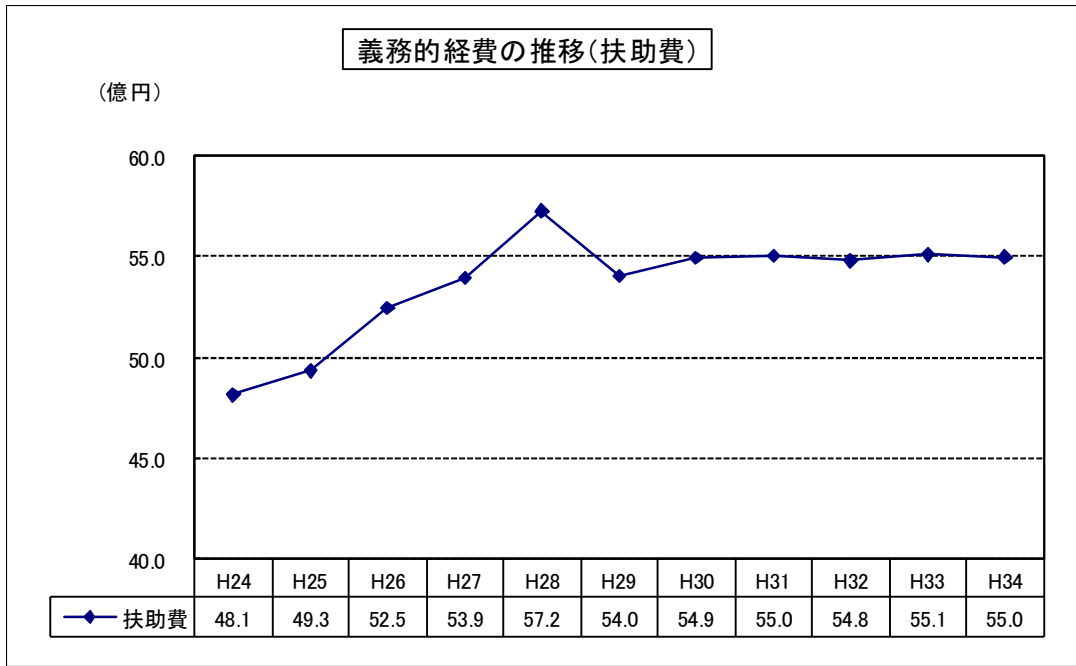
定員適正化計画に基づいて職員の削減を計画的に進めており、平成26年度に見直しを行った定員適正化計画に基づき、さらに職員数を削減する予定になっています。これに伴って、人件費も削減される見込みです。



(2) 扶助費

過去の決算額と人口の推移（高齢者人口、児童人口等）や社会保障制度の充実を参考に算出していますが、平成22年度の「子ども手当」の創設（平成24年度以降は「児童手当」）により、大幅な増加となっています。平成26年度から平成28年度にかけて増加しているのは、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するための臨時的な措置として実施した臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金によるものです。

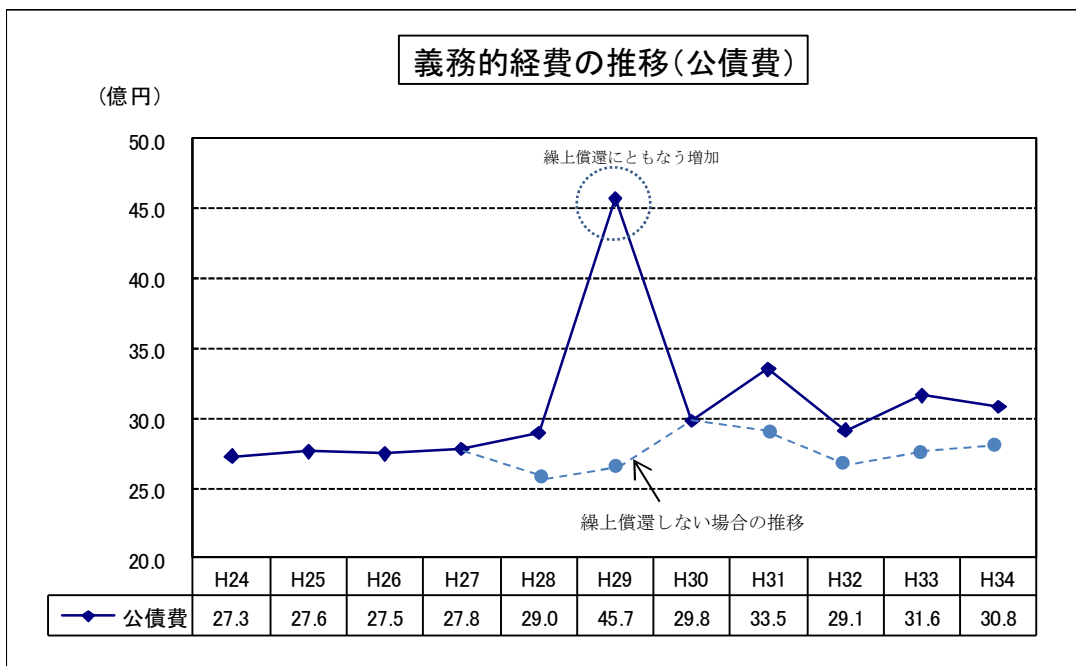
平成29年度以降は、臨時福祉給付金事業の終了により減少する見込みですが、今後は高齢者人口が横ばいになるため、概ね横ばいで推移すると見込んでいます。



(3) 公債費

既に発行した市債の今後の償還額を見込むとともに、新規に発行する市債については、平成 30～34 年度までに約 123 億円の市債を発行する前提で償還額を見込んでいます。本庁舎・市民会館等の建設に伴い、市債残高が増加したことから、市債残高の抑制として、平成 28 年度に 3.8 億円、29 年度に 18.9 億円、31 年度に 4.3 億円、32 年度に 2.2 億円、33 年度に 3.6 億円、34 年度に 2.5 億円の繰上償還を計画しているため、一時的に公債費が増加する見込みです。

なお、新規発行分の利子は、1.0%で推計しています。

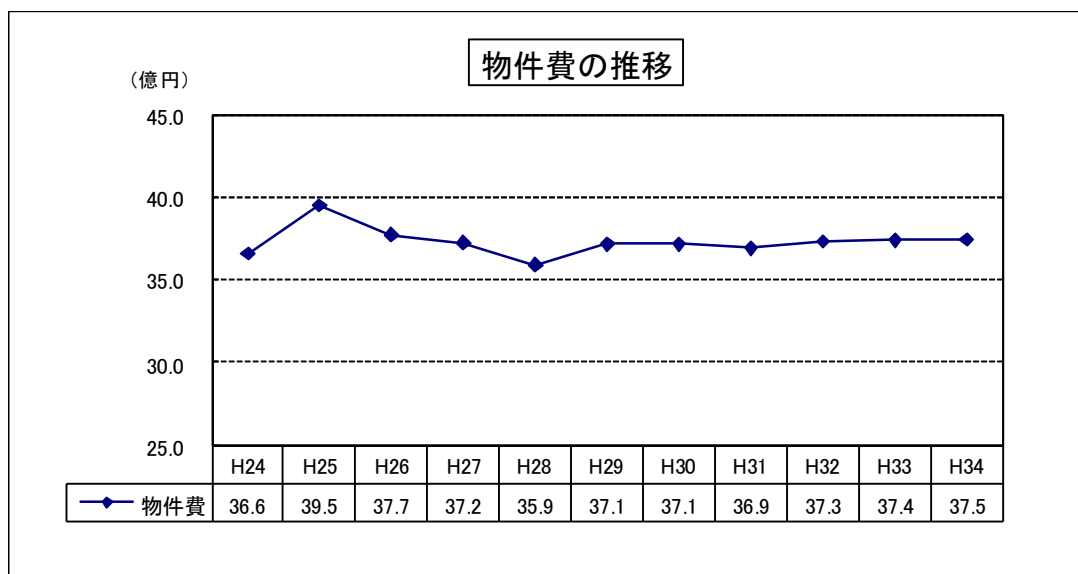


<その他の経常的経費>

(1) 物件費

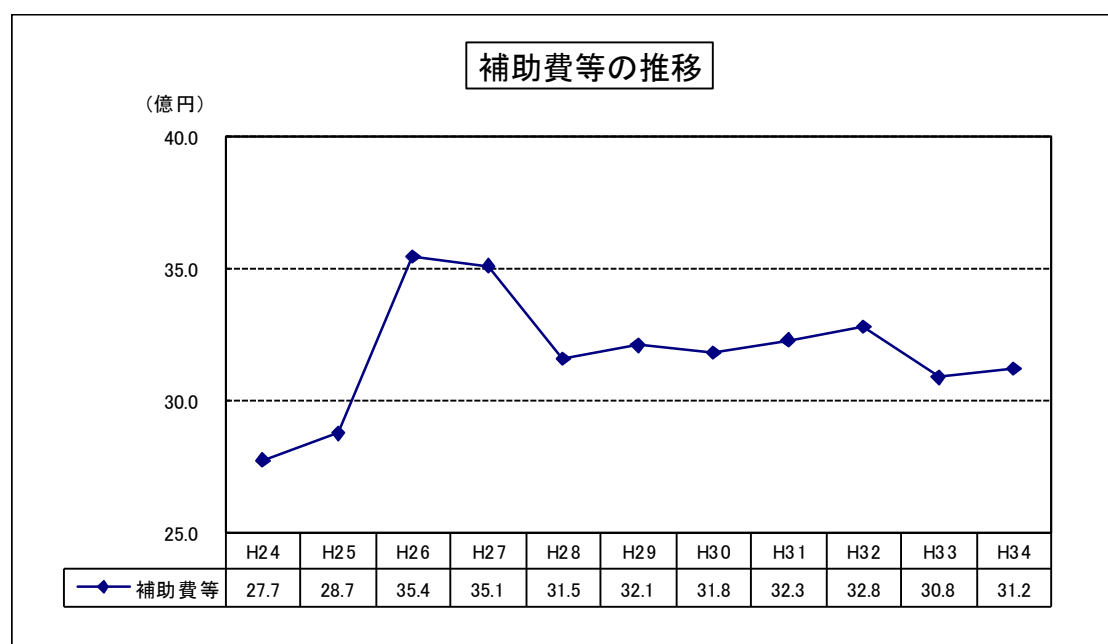
過去の決算額をもとに算出しています。

平成 25 年度は電気料の値上げによる光熱水費の増加などから増加しましたが、平成 26 年度は「ミューズパークスポーツの森」の運営方法の見直しなどにより減少しました。今後は、消費税の増税により増える要因はありますが、ファシリティマネジメントの推進など経費の抑制に努力し、総額では横ばい傾向で推移すると見込んでいます。



(2) 補助費等

一部事務組合の負担金や各種団体への補助金等が含まれます。平成 26 年度は、大雪時の被災農業者への補助金及び水道会計への高料金化対策補助金が増加したため急激に増加しました。大雪被害に関する補助金は一時的であるもの

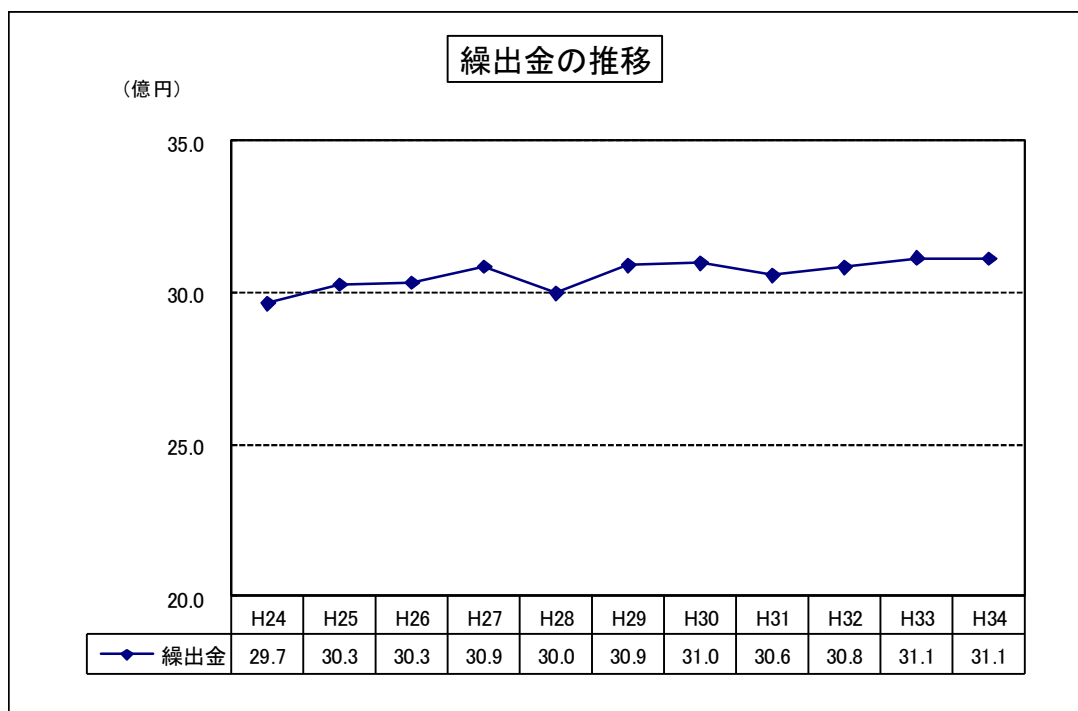


の、水道局への補助金や平成 29 年度以降の秩父斎場の償還にかかる一部事務組合負担金の増加などにより高止まりし、30 億円台で推移すると見込んでいます。

(3) 繰出金

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計等に繰り出しています。景気の低迷、診療報酬の改定、高齢者医療制度改革などにより、平成 24 年度以降は増加傾向にあります。

平成 30 年度から国民健康保険の運営主体が県となるため、繰出金の額の減少が見込まれますが、介護保険事業が増加傾向にあるため、全体としては概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。

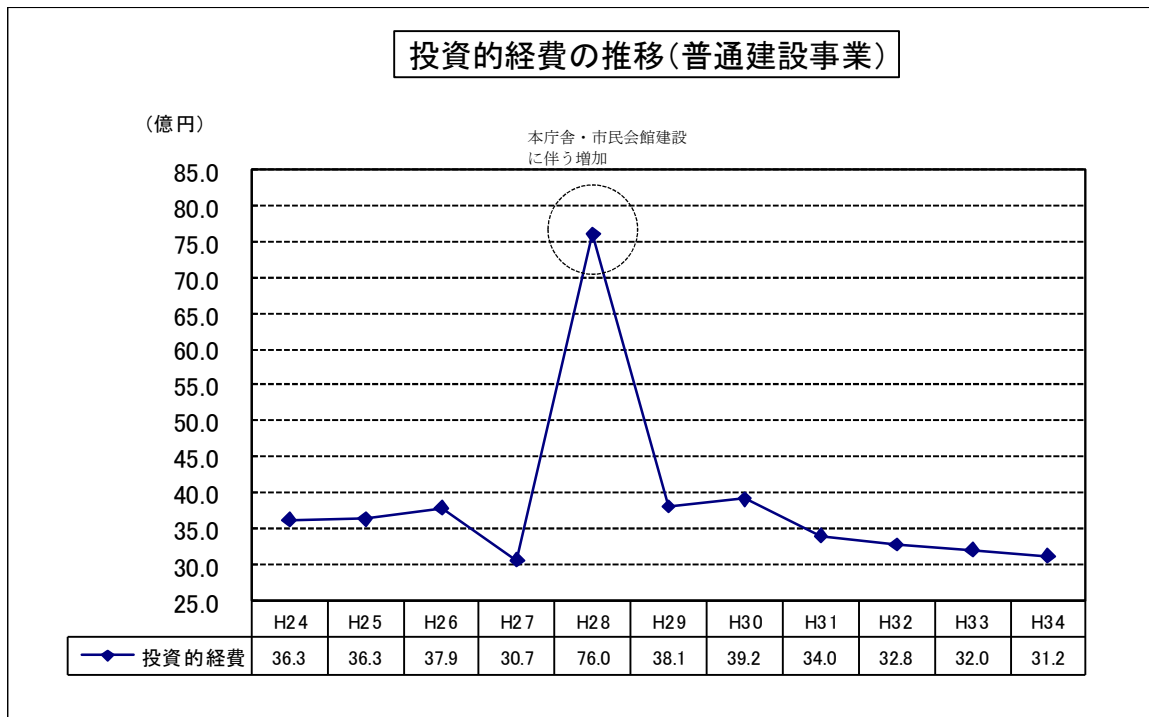


<投資的経費>

(1) 普通建設事業費

合併特例債を活用した義務教育施設や、道路、橋りょうの整備などの普通建設事業費は高い数値で推移し、平成 28 年度には本庁舎・市民会館建設により急増しました。平成 29、30 年度には防災行政無線システムの統合・更新事業が予定されています。

今後は、道路・橋りょうの改良及び長寿命化、学校施設の改修など、新市まちづくり計画及び総合振興計画に記載されているものを中心に計画的に実施していきますが、普通交付税の合併特例期間の終了に向けて、全体的事業費を抑制していきます。



(2) 災害復旧費

想定して計上する性質の経費ではなく、今後の推計にはなじまないことから、推計から除外しています。

3 取り組むべき課題

(1) 自主財源の確保

秩父市の自主財源は、歳入全体の約 44%しかありません(平成 28 年度決算)。

平成 27 年度で普通交付税の合併特例期間が終了し、平成 28 年度から減額が始まりましたが、今後平成 32 年度までに約 7 億円もの減額が想定されます(平成 29 年度の交付税算定にあてはめて試算した場合)。

自主財源の確保が重要な課題となっており、以下の取組を強化します。

- ① 市税徴収率の向上
- ② 公共料金収納率対策
- ③ 使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ④ 未利用財産の売却
- ⑤ 行政財産の有効活用
- ⑥ ふるさと納税寄附金の募集、クラウドファンディングの活用
- ⑦ 定住・交流・関係人口を増加させ、税収や経済波及効果が高まる取組

(2) 経常経費の削減

平成 24~28 年度を計画期間とする第 2 次秩父市財政健全化計画「地域を守る 80 マン」では、経常収支比率 80%を目標に取り組んできたため、平成 28 年度には改善し 82.9%となりました。財政構造の変化に伴い全国の自治体の平均値は 90%台となっており、80%は高い目標ではありますが、本市においては 80%に少しでも近づけるよう第 3 次秩父市財政健全化推進計画を推進し、今後も一層の経費削減に努力していきます。

- ① 人件費
定員適正化計画に基づいて、今後も計画的に人件費の削減を行います。
- ② 物件費
ファシリティマネジメントによる公共施設の統廃合を含め、コストの削減を徹底します。
- ③ 補助費等
補助金等健全化に関する要綱に基づいて、補助金・負担金等の適正な交付を行います。
- ④ 繰出金
特別会計、企業会計に対しても経営努力を促し、繰出金を抑制します。
- ⑤ 公債費
繰上償還の実施により、後年度の公債費負担を抑制します。必要な事業の財源として発行する場合には、合併特例債、辺地対策事業債、過疎対策事業債など、後年度の交付税措置率が高いものを活用することで、実質的な市の負担を軽減していきます。

(3) 予算編成手法の工夫と事務事業の見直し

一定率を一律カットする歳出削減策はこれまでに効果を生んできましたが、限界も見えてきたことから、平成30年度予算の編成作業から、部局ごとに予算枠を配分する「枠配分方式」を採用しました。歳入が減少しつつある局面での予算編成において、最適な方法を検討・採用していきます。

併せて、必要な事業の見極めと優先順位付けを徹底して、行政改革に取り組みます。

(4) 民間委託の推進

民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現します。

(5) 市債の抑制と基金の活用

市債の発行は極力抑制するとともに、基金を活用した繰上償還など、通常の事業財源に影響を及ぼすことなく、市債残高の抑制に努めます。

4 目標の設定

平成34年度の財政指標の目標を設定します。

指標名	平成25年度(実績値)	平成26年度(実績値)	平成27年度(実績値)	平成28年度(実績値)	平成34年度(目標値)
経常収支比率	82.2%	84.6%	84.1%	82.9%	80%
実質公債費比率	4.9%	4.3%	4.2%	3.6%	7%以内
将来負担比率	32.5%	46.5%	38.3%	31.6%	60%以内

経常収支比率は、80%を目標として全庁的な取組を継続します。

実質公債費比率は年々低下し、現在、非常に良好な数値となっています。しかし、

今後の財政見通しで、平成 34 年度の公債費（繰上償還額を除く）は平成 28 年度と比較し 12%以上の増額となります。しかも、地方税収入は毎年減少し、普通交付税も合併特例期間終了となり、大幅な減額が見込まれています。このため、平成 27 年度の実績値を上回ることは確実な状況です。そこで、昨年の中期財政計画において、今後、平成 23 年度実績値の 7%を上回らないよう努力することから、前回目標値と同率の 7%としました。

また、将来負担比率については、平成 28 年度中の本庁舎・市民会館建設の財源として公共施設整備基金の取崩し及び市債の発行も行いましたが、比率は大きく悪化しませんでした。今後も、適正な基金残高の確保と市債残高の抑制を進め、前回の中期財政計画において目標値とした 70%よりもさらに健全度の高い 60%以内を維持することを目標とし、将来に向かって健全財政の堅持に取り組みます。

5 中期財政計画（財政プラン）

本計画では、普通交付税の合併特例期間終了を見越した歳出削減を中心に考え、将来にわたって収支のバランスを保つ計画としています。

これまでの方法については、平成24年度から27年度まで毎年1億円ずつ、平成28年度から毎年5千万円ずつの歳出の段階的な歳出削減に取り組み、削減した一般財源を減債基金に積み立てる計画を実行してきました。28年度末時点で、減債基金の残高が約35億円となり、積立てが順調に進んでいることから、今後は決算時に生じた剰余額を、財政調整基金と減債基金の2つの基金にバランスを見ながら積立てを行っていくこととします。また、歳出削減にも限界があることから、平成33年度以降の積立金額は、毎年度7億円を目標とします。

長期財政見通しでは、将来、形式収支の赤字が見込まれています。そこで、積み立てた減債基金及び財政調整基金については、この赤字が見込まれる年度において公債費や必要な事業の財源に充て、形式収支の赤字を避ける計画とします。

また、公債費削減の積極策として市債の繰上償還を引き続き進め、減債基金を償還財源の一部として取り崩す計画です。

歳入

（単位：千円）

	H28(決算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34
地方税	8,692,248	8,525,790	8,372,933	8,421,986	8,322,730	8,227,980	8,195,018
地方譲与税・交付金等	1,436,354	1,429,600	1,556,757	1,527,164	1,567,959	1,549,889	1,535,755
地方交付税	7,304,640	7,888,122	6,540,569	6,641,081	6,463,338	6,479,595	6,356,950
負担金・使用料等	809,834	820,946	820,531	823,453	825,740	829,012	830,771
国県支出金	5,705,810	5,095,981	5,151,643	5,155,846	5,140,788	5,113,369	5,095,621
繰入金・繰越金	5,339,269	3,923,893	2,633,677	2,295,711	1,708,931	1,765,090	1,622,751
市債	4,585,000	2,863,900	3,066,384	2,504,720	2,467,287	2,136,387	2,094,302
その他	879,040	833,344	793,292	785,225	803,954	794,157	794,445
歳入合計	34,752,196	31,381,577	28,935,786	28,155,187	27,300,724	26,895,479	26,525,614

歳出

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
人件費	4,048,416	4,014,489	3,998,832	3,974,438	3,951,442	3,930,021	3,907,704
扶助費	5,723,770	5,403,092	5,494,131	5,502,591	5,478,363	5,510,665	5,496,596
公債費	2,897,137	4,571,248	2,982,845	3,351,768	2,913,584	3,162,705	3,083,782
物件費	3,589,524	3,714,993	3,713,167	3,691,875	3,731,805	3,739,510	3,745,125
補助費等	3,154,514	3,206,344	3,178,964	3,225,917	3,277,320	3,084,097	3,116,953
繰出金	2,999,270	3,091,723	3,096,806	3,058,499	3,084,967	3,114,868	3,114,045
その他	2,968,169	2,520,195	1,979,118	1,843,460	1,728,468	1,469,328	1,421,951
普通建設事業費	7,595,988	3,806,869	3,915,981	3,398,120	3,280,739	3,200,547	3,123,865
歳出合計	32,976,788	30,328,953	28,359,844	28,046,667	27,446,686	27,211,741	27,010,022

歳入合計－歳出合計(形式収支)	1,775,408	1,052,624	575,942	108,519	-145,962	-316,262	-484,409
-----------------	-----------	-----------	---------	---------	----------	----------	----------

○形式収支の赤字を避ける財政プラン

普通交付税の合併特例期間終了を見越した一般財源削減額	450,000	500,000	550,000	600,000	650,000	700,000	700,000
上欄のうち減債基金または財政調整基金への積立額	450,000	500,000	550,000	600,000	504,038	383,738	215,591
減債基金取り崩し額 (繰上償還財源を含む)	120,000	570,000	0	140,000	176,163	110,000	0

※端数処理により、合計が合わない場合があります。

6 長期財政見通し（財政プランを実行しない場合）

<10年後の予測>

中期財政計画では、平成34年度までを計画期間としていますが、秩父市の場合、普通交付税の合併特例期間が全て終了する平成33年度以降の財政見通しが極めて重要になります。そこで、中期財政計画と同じ手法で、平成39年度までの見通しをすると、次のようになります。歳出の削減に努める前提ですが、それでも平成32年度以降は形式収支が赤字になってしまう見込みとなっています。このため、今後さらなる行財政改革を行い、財政プランを確実に実行していく必要があります。

歳入	← 5カ年の段階補正(0.9 0.7 0.5 0.3 0.1) →											(単位:千円)
	H28(決算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
地方税	8,692,248	8,525,790	8,372,933	8,421,986	8,322,730	8,227,980	8,195,018	8,101,942	8,072,705	7,982,862	8,015,560	8,154,233
地方譲与税・交付金等	1,436,354	1,429,600	1,556,757	1,527,164	1,567,959	1,549,889	1,535,755	1,520,507	1,506,403	1,492,045	1,478,642	1,465,481
地方交付税	7,304,640	7,888,122	6,540,569	6,641,081	6,463,338	6,479,595	6,356,950	6,416,739	6,750,500	6,390,952	6,185,792	6,175,636
負担金・使用料等	809,834	820,946	820,531	823,453	825,740	829,012	830,771	833,431	835,681	837,911	840,386	842,735
国県支出金	5,705,810	5,095,981	5,151,643	5,155,846	5,140,788	5,113,369	5,095,621	5,079,061	5,059,634	5,041,153	5,031,120	5,013,764
繰入金・繰越金	5,339,269	3,923,893	2,633,677	2,295,711	1,708,931	1,765,090	1,622,751	1,648,921	1,805,836	1,647,378	1,546,607	1,546,993
市債	4,585,000	2,863,900	3,066,384	2,504,720	2,467,287	2,136,387	2,094,302	2,045,645	1,983,596	1,931,723	1,879,936	1,825,700
その他	879,040	833,344	793,292	785,225	803,954	794,157	794,445	797,519	795,374	795,779	796,224	795,792
歳入合計	34,752,196	31,381,577	28,935,786	28,155,187	27,300,724	26,895,479	26,525,614	26,443,763	26,809,730	26,119,803	25,774,268	25,820,333
歳出												
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
人件費	4,048,416	4,014,489	3,998,832	3,974,438	3,951,442	3,930,021	3,907,704	3,885,568	3,863,969	3,842,183	3,820,636	3,799,253
物件費	3,589,524	3,714,993	3,713,167	3,691,875	3,731,805	3,739,510	3,745,125	3,764,450	3,775,514	3,787,041	3,801,442	3,813,820
扶助費	5,723,770	5,403,092	5,494,131	5,502,591	5,478,363	5,510,665	5,496,596	5,486,765	5,483,985	5,472,046	5,476,768	5,466,468
補助費等	3,154,514	3,206,344	3,178,964	3,225,917	3,277,320	3,084,097	3,116,953	3,146,034	3,168,538	3,197,501	3,225,207	3,252,489
公債費	2,897,137	4,571,248	2,982,845	3,351,768	2,913,584	3,162,705	3,083,782	3,077,577	3,478,830	2,939,172	2,744,965	2,493,744
繰出金	2,999,270	3,091,723	3,096,806	3,058,499	3,084,967	3,114,868	3,114,045	3,131,954	3,147,869	3,159,170	3,163,461	3,200,793
普通建設事業費	7,595,988	3,806,869	3,915,981	3,398,120	3,280,739	3,200,547	3,123,865	3,085,974	3,051,315	2,995,291	2,957,425	2,914,277
歳出合計	32,976,788	30,328,953	28,359,844	28,046,667	27,446,686	27,211,741	27,010,022	26,978,627	27,368,909	26,774,390	26,563,881	26,310,252
歳入合計－歳出合計(形式収支)	1,775,408	1,052,624	575,942	108,519	-145,962	-316,262	-484,409	-534,864	-559,179	-654,587	-789,613	-489,919

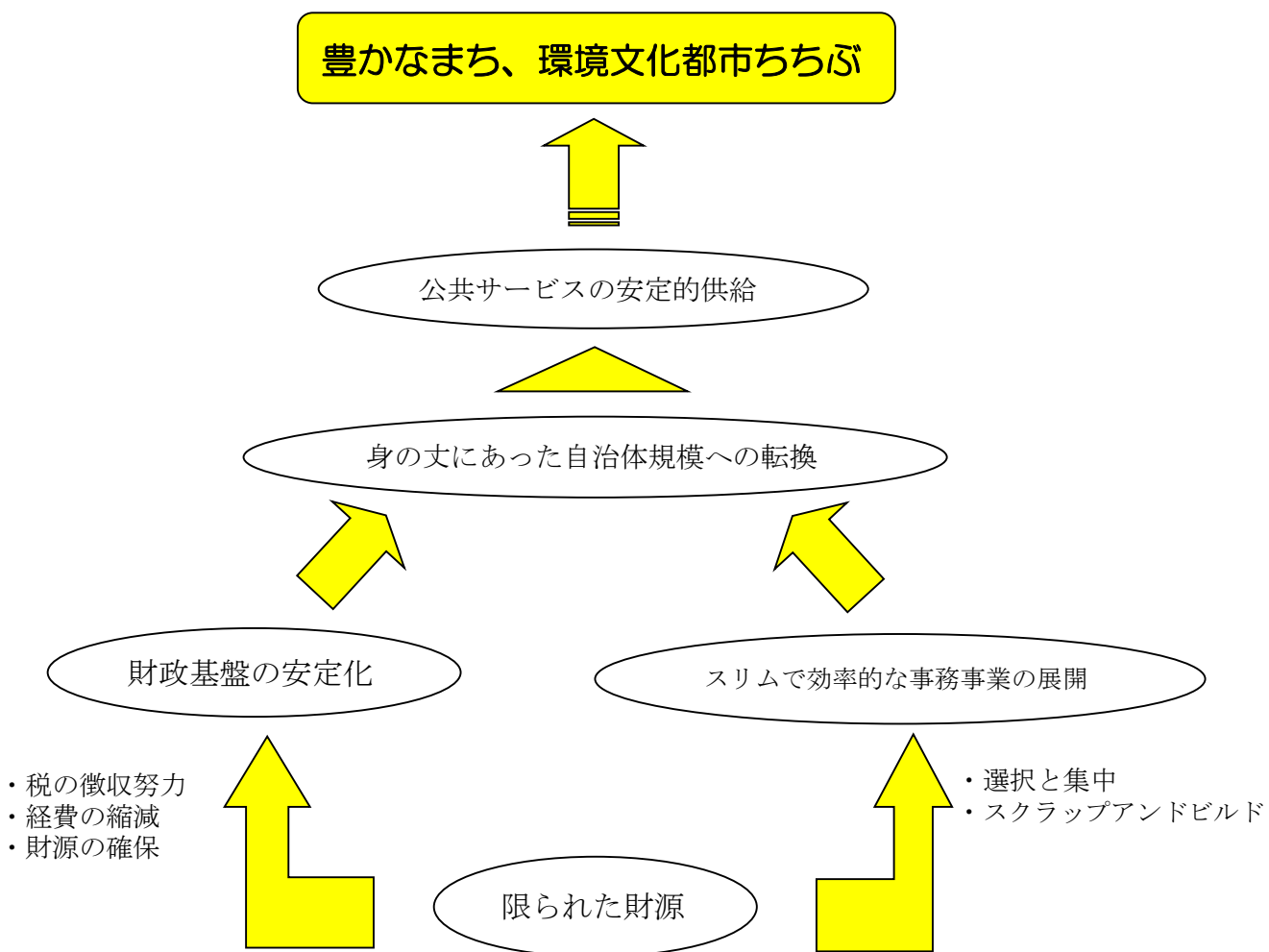
Ⅱ 第3次 財政健全化計画（平成 28 年度策定）

第 1 章 計画の基本的事項

1 基本的理念

本市では、合併により拡大した財政規模の適正化に向けて動き出さなければならない時期にきています。その中でも様々な施策の展開に対応するためには、限られた財源の中ではありますが財政基盤を安定化し、スリムで効率的な事務事業の展開を行い、身の丈にあった自治体規模への転換を図ることが必要となっています。

そこで、医療、福祉、教育を充実させ、併せて地域の経済を活性化することで、心と体と生活を豊かにし、恵まれた自然と誇り高い文化を守り育む都市を目指すことを基本理念とし、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の更なる発展のために「財政健全化計画」を全庁挙げて推進することとします。



2 計画の内容

(1) 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

(2) 目標

これまで以上に行財政改革に取り組み、経常的な歳出削減対策や財源確保対策を講じながら、財政全般にわたり見直します。

そこで、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、また、新たな事業展開への財源確保を図る中で、財政の弾力性を示す「経常収支比率」に着眼し、数値目標を 80% に設定（平成 27 年度決算では 84.1%）し、取り組むこととします。

(3) 取組姿勢

本市では、平成 28 年度から、普通交付税の合併算定替終了に伴う段階的な減額が始まり、平成 33 年度には特例措置がなくなり、今以上に厳しい財政状況になることが予想されます。そこで、今後も『現場主義に徹すること』と『前例踏襲から脱却すること』を基本原則とし、現場に出向き、また、知恵を絞って、行財政改革を始め様々な行政課題に取り組むものとします。

第 2 章 財政健全化計画

1 人件費

人件費は、経常的経費の中でも大きなウェイトを占めており、今後の厳しい財政状況を見据え、引き続き職員数の縮減を図り、人件費の抑制に取り組む必要があります。

適正に職員数を削減していくためには、組織体制や事務事業のスリム化は必要不可欠であり、市民が求める行政サービスの質と量に配慮しながら、身の丈に合った行財政規模への転換を推進します。また、正規職員については、定員適正化計画や退職者と新規採用者の調整による職員数の削減計画に基づき、職員の士気や組織上の指揮命令系統に支障をきたさないよう配慮しながら、職員数の削減を図ります。

なお、やむを得ず臨時職員等を雇用する場合は、正規職員の事務配分等を見直し、現有の人員で事務処理ができないかを厳正に検討し、臨時職員、パート職員を含めて人件費の削減に取り組めます。

No	取組項目	取組の概要
1	退職補充の抑制 (職員数の削減)	定員適正化計画や組織・職制の見直しにより、職員数の削減を図り、人件費を抑制する。 目標値 △38 人

2	時間外勤務手当の削減	フレックスタイムの活用や事務配分の見直し、課内の協力体制の強化により、時間外勤務手当の削減に努める。 目標値 △10%
3	パート職員等の採用抑制	臨時職員を雇用する場合は、正規職員の事務配分の見直しにより対応できないか検討する。また、現在、臨時職員を採用している場合でも事務内容や事務量を検証し、真に臨時職員が必要かを精査する。

2 扶助費

歳出総額に占める扶助費の割合は高く、また、急速に進む少子高齢化社会への対策や生活保護対象世帯の増加など年々経費は増加しています。

扶助費は生活保護法や児童福祉法、障害者自立支援法等に基づき被扶助者に支給されているもので、簡単に経費削減ができる性質のものではありません。

しかし、簡単に削減、圧縮できない経費であるがゆえに本市の財政力に比べ過重なサービスとなっていないか常に検討する必要があります。今後は、各種事業の中に、見直し可能な単独事業などが無いか常に検討を行い、経費の増加率を抑制していきます。

No	取組項目	取組の概要
1	重複するサービスの事業廃止の検討と見直し及びサービス内容の見直し	本市が実施するサービス事業のうち、他のサービスの利用でカバーできる事業の見直しを図る。また、支給金額等のサービス内容の見直しを図る。
2	生活保護受給者の自立支援の充実	自立を助長するための就労支援等、相談・指導体制の一層の充実を図る。

3 公債費

公債費（市債の元利償還金）の増大が、財政構造を硬直化させる要因となり、経常収支比率を押し上げることとなります。本市においても、合併特例債を活用したインフラ整備、臨時財政対策債の累積により、公債費が増加しています。

合併特例債を活用した教育施設や本庁舎・市民会館の建設が完了した今、地方債の発行は極力抑制しなければなりません。

また、平成33年度からは合併特例債が発行できなくなるため、償還に対し交付税算入率の高い地方債を効果的に活用していくことで、実質的な市の負担を軽減していきます。

こうした状況のもと、公債費抑制の方策としては、既に借り入れた債務を繰上償還することや、据置期間や償還期間の見直し、基金活用による借入額抑制等の検討を行います。

No	取組項目	取組の概要
1	償還期間の検討	10年ごとに借り換えを行う金利見直し方式により借入を行い、借入利率を抑制する。
2	繰上償還の実施	減債基金を活用して10年の利率見直し時期に合わせて繰上償還を実施する。
3	基金活用による地方債発行の抑制	地方債総額を抑制するため、公共施設整備基金を繰り入れて普通建設事業の財源とし、地方債発行額の抑制を図る。
4	地方債種類の検討	普通交付税算入率の高い地方債を活用し、後年度の元利償還の際の自主財源充当額を抑制する。

4 物件費・維持補修費

物件費は、旅費、委託料、需用費、備品購入費など、維持補修費は、施設の修繕料などであり、特に各施設の管理経費の増加やアウトソーシングの増加は、経常収支比率を押し上げる要因となっています。

合併により増大した公共施設について、稼働状況、地域性、施設の老朽化等の状況を勘案しながら統廃合や再配置を進めるファシリティマネジメントを推進し、物件費の削減に努めます。

光熱水費などの経費は、職員個人レベルでの日常の努力が必要なことから、「職場での行動計画」を定めて、今まで以上にコスト意識を徹底します。

また、民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現します。

No	取組項目	取組の概要
1	コピー枚数の削減	コピー枚数を削減することにより用紙代及び使用料の削減を図る。具体的には、両面印刷の励行、庁内グループウェアの活用、裏面の再利用、レイアウトの工夫などによる。
2	事務用品費の削減	事務用品の単価契約を締結し、消耗品の購入単価を下げる。 リサイクル製品の活用や定期購読誌の見直し、庁内グループウェアを利用して他の課に在庫のある事務用品を有効活用する。
3	光熱水費の削減	こまめに消灯、昼休や離席時にはパソコンの電源オフ、昼休み・就業後の消灯を徹底して光熱水費を削減する。 また、有利な電力会社との契約を検討する。

4	公用車管理の見直し	公用車の台数を抑制し、普通自動車から軽自動車への置き換えを行い、燃料費、車検代を削減する。
5	電話料の削減	Eメールの活用による通信運搬費の削減。
6	施設運営の見直し	ファシリティマネジメントにより、施設の必要性を検討し、統廃合を積極的に進める。
7	委託契約方法の見直し	住宅管理、清掃、施設管理等、各業務の外部委託を検討する。また、同種の委託契約の一括契約、複数年契約により、スケールメリットを生かした単価削減を図る。

5 補助費等・繰出金・出資金

補助費等は、各種団体や一部事務組合への負担金や補助金などであり、繰出金は、一般会計から特別会計・企業会計へ国が定めた基準等に基づき支出されているものです。

補助費等については、市政の補完的、代行的な役割を果たしている団体などに支出されており、その事業が効率的、効果的に行われているかどうか交付対象事業を一定の公平性などの観点から見直す必要があります。

繰出金については、国の定める基準があるため、その金額を削減することは容易ではありませんが、特別会計・企業会計内において経営努力を行い、独立採算の原則に基づき、収入の確保とコストの削減を行っていくべきです。また、一部事務組合に対しても引き続き市と同様のコスト削減に努めるよう働きかけます。

公営企業への出資金についても、国が定めた基準等に基づき、長期的な視点に立ち適切に対処します。

No	取組項目	取組の概要
1	補助金等健全化に関する要綱の推進	財政健全化推進本部の推進部会を活用し、補助金等健全化に関する要綱による効果の検証と要綱の基準に合致していない補助金の見直しを図る。
2	特別会計・企業会計及び一部事務組合に係る負担金・繰出金の削減	対象となる会計の経営努力により、受益者負担の原則に基づき、収入の確保や利用料金の見直しを含めた適正化を検討する。
3	会費、研修会参加費等経費の見直し	関与の見直しや必要性を再検討して経費の削減を図る。

6 歳入確保（その他取り組むべき方策）

(1) 市税の確保（歳入の徴収向上）

本市の平成 27 年度の市税の当該年度課税分の徴収率は、県平均と同一の 98.5%ですが、市税全体の徴収率は、滞納分の納付が進まなかったことから 92.7%となっています。

納税者の利便性を踏まえた収納方法を検討し、期限内納付を推進することにより収納率の向上を図ります。

(2) 受益者負担原則の徹底

行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、市税収入などが基本ですが、駐車場や文化・スポーツ施設などのように、特定の利用者にサービスが限定される場合は、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるべきであるという考え方が受益者負担の原則です。

この原則に基づいて、「経営」の観点からコストを縮減するとともに、民間・他団体などと比較してバランスを欠いているものは歳入面においても見直しを行います。また、同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合についても見直しを行います。

(3) 広告収入の検討

現在保有している資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき歳入を増やす必要性が高まっていることから、広告収入推進のための研修等を行い、市ホームページや広報誌などの刊行物、封筒やパンレット等の印刷物、公共施設への広告掲示やネーミングライツ（命名権）などを活用した広告収入事業の拡大を行います。

(4) 未利用財産の売却・貸付の促進

土地の新規取得を抑制するとともに、市有資産の利用計画や利用状況を見直し、施設の統廃合、敷地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図ります。

また、将来事業化を予定しているが、当面は利用予定のない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。

さらに、市の財産として有効活用できない土地は売却の方向で検討します。

(5) 行政財産の有効活用

地方自治法の改正により、行政財産の目的外使用で設置許可をしている自動販売機について、貸付による設置が可能になりました。

貸付時に設置事業者を公募することで、設置における機会均等や公平性が確保できるとともに、競争入札や見積り合わせ等の実施により、歳入の増加が期待できます。さらに、複数年契約が可能となり、事務手続きの効率化も図れますので、今後、契約更新時には、順次、貸付方式の導入を検討します。

(6) ふるさと納税寄附金の募集

新たな財源として「ふるさと納税」が注目されており、現在でも寄附者への特典を用意して積極的に募集をしているが、今後は企業版ふるさと納税制度や、用途を明確にしたクラウドファンディング的な方法の導入に向けて検討します。

むすびに

中期財政計画及び財政健全化計画を策定するにあたり、本市の財政全体を考慮し、特別会計の健全性なども視野に入れながら、普通会計の収支バランスを確保することこそが最大の目的であります。

そのためには、行財政運営の一翼を担う職員一人ひとりが厳しい現実を直視し、行政としての責務を果たす必要があり、この取組を一層強化し、未来に向けた新しい市政を創造していかなければなりません。

さらには、市民とのパートナーシップの強化により、急速に進む少子高齢化の進行、環境問題などの諸問題に優先的に対応できるよう、積極的かつ自主的な行財政運営のあり方を模索し、構築していくことも必要であると考えます。

本市の財政健全化に向けた取組は、市政進展のため欠かせないものであり、地方分権の時代にふさわしい「簡素で効率的な行政システム」を確立することが必要です。こうしたシステムの下で、重要政策課題としての雇用の確保や安心できる医療と福祉の実現、環境・観光のまちづくりなどの諸課題に各職員が的確に答え、備えることができるよう、この計画に示した様々な取組を実施していかなければなりません。

本市では既に各職員が重要課題に積極的に対応し、行政評価制度を活用した予算編成等の行財政改革に取り組んでおり、多くの部分で成果を挙げてきています。しかし、改革には多くの痛みが伴います。経費の節減を進めるとき、サービスの質の確保と住民負担の増加とのバランスを考慮しなければならず、特に市民等の「協働によるまちづくり」への参加意識や行政運営に対する士気の低下等を招くことのないよう細心の注意を払いながら、財政の健全化に努めなければなりません。

この計画に示された個々の取組は目標であり、容易に実行、達成できるものではありません。しかしながらその達成度は、最終目標である「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の達成度を左右することからも、この計画に示した目標以上の効果をあげることができるよう、アイデアを出し合い、全庁を挙げて歳入確保・歳出削減対策に取り組む必要があります。

今後、常に経費を含めた現行事業の見直しや検討を行いながら、市民ニーズに対応した行政が実施できるよう、この計画を推進してまいります。